

近 建 行 第 4 号
平成 28 年 6 月 24 日

定期検査報告（昇降機）報告者 様
検査者 様

近畿建築行政会議建築設備部会
部会長 浦 憲一

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置した場合の手続きについて（お知らせ）

平素は、近畿建築行政会議建築設備部会の運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、既設エレベーターに戸開走行保護装置等（戸開走行保護装置及び P 波感知型地震時管制運転装置）を設置した際の手続きについて、近畿建築行政会議建築設備部会において協議した結果、下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 手続きについて

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置したときは、設置日以降の建築基準法第 12 条第 3 項の規定による定期検査の報告の際に、設置日及び戸開走行保護装置の大臣認定番号等を報告書に記載のうえ報告してください。（具体的な記載方法については、別添資料を参考にしてください。） また、定期検査報告書には、戸開走行保護装置の検査報告書（メーカー様式）を添付いただきますようお願いします。

なお、国、都道府県又は建築主事を置く市町村のエレベーターについては、建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検結果に同様の記載・添付をお願いします。

2. 運用開始について

平成 28 年 7 月 1 日以降に工事着手を行う案件からとします。

3. 対象地域について

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県内

【問い合わせ先】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
確認・検査グループ 総括主査 浦 憲一

(TEL) 06-6210-9724

(Email) UraKe@mbox.pref.osaka.lg.jp

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書

（昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

（略）

（第二面）

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関（ ）

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関（ ）

【2. ～7. （略）】

【8. 備考】

（記載例）

例) 平成□年×月◇日：戸開走行保護装置を設置 大臣認定番号：ENNNUN-○○○○

平成□年×月◇日：**P**波感知型地震時管制運転装置を設置

（近畿ブロック追記）検査項目「地震時等管制運転装置」の検査結果が「既存不適格」から「指摘なし」に改善された際に記載してください。
※地震と停電が同時に発生した場合に予備電源を用いて、地震時管制運転装置の機能を満たさないものは既存不適格です。

第二面の備考欄に、戸開走行保護装置等を設置した旨を記載する。